# 諮問事件第43号

「〇〇の言う『〇〇大作戦』のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇日に行われたもの」の診療情報不存在決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

#### 1 審議会の結論

群馬県立〇〇センター院長の決定は、群馬県個人情報保護条例の解釈及び運用を 誤ったものではなく、妥当であると認められる。

## 2 諮問事案の概要

## (1) 自己の個人情報の開示請求

審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成27年11月24日付けで、 群馬県個人情報保護条例(平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。) 第12条第1項の規定に基づき、群馬県立〇〇センター院長(以下「処分庁」と いう。)に対し、「〇〇の言う『〇〇大作戦』のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~〇〇日に行われたもの」について、自己の個人情報として開示の請求(以下「本 件開示請求」という。)を行った。

#### (2) 処分庁の決定

処分庁は、平成27年12月7日、本件開示請求に係る個人情報を、「○○の言う『○○大作戦』のうち、平成○○年○○月○○日~○○日に行われたもの」 (以下「本件個人情報」という。)と特定した上で、本件個人情報である診療情報を保有していないことを理由に、診療情報不存在決定(以下「本件処分」という。)を行い、請求人に通知した。

## (3)審査請求

請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、平成27年12月14日付けで、本件処分を不服として、処分庁の上級行政庁である群馬県知事(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求を行った。

## (4) 諮問

群馬県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、平成28年1月14日、諮問庁から、条例第26条の規定に基づく本件処分に対する審査請求事案(以下「本件事案」という。)の諮問を受けた。

#### 3 請求人の主張要旨

請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

# (1)審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

#### (2)審査請求の理由

条例第13条3号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

#### 4 諮問庁の主張要旨

諮問庁の主張する本件処分の理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件個人情報の特定について

「○○の言う『○○大作戦』のうち、平成○○年○○月○○日~○○日に行われたもの」の診療情報と特定した。

(2) 本件個人情報が存在しない理由について

病院職員が発言する全ての内容が公文書に記載された内容に基づくものとは限らず、また発言した内容が全て公文書に記載されるとも限らない。〇〇が言ったとされる「〇〇大作戦」については、現に公文書には記載していないため、不存在としたものである。

(3)条例第13条第3号イに違反しているとの主張について

請求人は、本件事案において、本件処分は条例第13条第3号イに違反する旨 を主張する。

当該主張は、「『〇〇大作戦』のうち平成〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇日に行われたもの」についての記載がされた公文書が存在していることを前提としたものである。

しかしながら、処分庁は前述の公文書を作成しておらず、従って存在しないのであるから、請求人の前記主張は容認できない。

## 5 審議会の判断

当審議会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 争点(本件開示請求に係る個人情報の不存在決定について)

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。」と主張している。一方、諮問庁は、本件開示請求に係る個人情報を保有していないと主張する。そこで、本件開示請求に係る個人情報である診療情報が存在するかどうかを検討する。

(2) 本件個人情報に関する処分庁の説明

処分庁に対して条例第33条第4項に基づき口頭説明を求めたところ、以下の とおり説明があった。

ア 請求人は平成27年1月16日に先立ち、自ら群馬県立○○センター(以下「センター」という。)へ電話をし、当直で電話を受けた○○に対し、「『○○作戦』を始める」という趣旨の発言を行った。この通話の際には、「○○作戦」がどのようなものであるか等については触れず、単に「『○○作戦』を始める」との内容の話のみであった。請求人の「○○作戦」との言葉を聞いた○○は、「○○大作戦」と聞き間違えて、「○○大作戦」との言葉を発して電話応対を行ったかもしれない。また、○○が「○○大作戦」との言葉を発した可能性があるのは、この電話応対の際の一度だけである。

イ センターでは、患者から電話があった場合には、病状に関するものなど診療 に関して必要な情報であればその内容を診療記録に記載しているが、そうでな ければ診療記録への記載は行わない。これは、請求人に限らず、すべての患者 に対して同様の対応を行っている。

そして、「○○作戦」あるいは「○○大作戦」との言葉を含む会話について

は、診療に関して必要な情報ではないので、処分庁においては診療記録へ記載していない。

ウ 平成27年1月16日及び17日において、請求人がセンターに入院又は通 院した事実はなく、両日の診療録及び看護記録等、請求人の個人情報が記載さ れうる診療記録には、請求人に関する記載はない。

## (3) 争点に対する判断

そこで、諮問庁の説明を受けて検討すると、本件開示請求の内容である、〇〇が言ったとされる「〇〇大作戦」との発言について、〇〇は当直時の電話での応対に際し、請求人からの「〇〇作戦」との言葉に対し「〇〇大作戦」と言ったかもしれないとのことである。〇〇が「〇〇大作戦」との言葉を発した可能性があるのは、この電話応対の際の一度だけであるため、請求人が求めている診療情報が記載される可能性があるのはこの通話の際の診療記録である。

そして、この「『〇〇作戦』を始める」との「〇〇作戦」の趣旨及び内容については、この通話の際の請求人の発言からは不明であるが、体調の不調を訴える等の診療に関して必要な情報ではなかったということであり、通常診療記録に記載する情報ではないと考えられる。したがって、通話の際の診療記録に「〇〇作戦」あるいは「〇〇大作戦」に関するものが存在しないという処分庁の説明に不自然な点はなく、本件開示請求に係る診療情報が存在しないという処分庁の説明に不合理な点はない。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、条例第13条第3号イに違反すると主張する。当該条文は、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、開示しなければならないことを規定しているものであるが、前記のとおり個人情報である診療情報が存在しない本件事案においては、個人情報が存在することを前提とする当該主張を認めることはできない。

#### 6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 1月14日	諮問
平成28年 6月 9日	諮問庁からの理由説明書を受理
平成28年12月15日 (第74回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成29年 2月14日	審議 (諮問庁等の口頭説明)

(第75回 審議会)	
平成30年 3月22日	答申